

令和3年度事業計画書

子鹿医療療育センター
子鹿短期入所事業所
子鹿日中一時支援事業所
子鹿障害児(者)通所支援事業所
児童発達支援センターバンビ
子鹿障害児等療育支援事業所

【基本理念】

わたしたちは、一人ひとりの障害児(者)が健康で温かく潤いのある生活がおくれるように全力を尽くして支援します

【基本方針】

- 1 障害児(者)の生命と人権を尊重し、プライバシーを守ること
- 2 安全で快適な生活環境と最良の療育サービスを提供すること
- 3 地域やご家族との交流を深め、信頼される開かれた施設を目指すこと
- 4 「根気・のんき・元気」をモットーとし、積極的に仕事に取り組むこと
- 5 専門性を高め、お互いに力を合わせて、サービスの向上に努めること

1 子鹿医療療育センター（定数80床、短期入所4床）

【事業の概要】

- (1) 医療型障害児入所施設及び療養介護事業所（定員80名）
- (2) 外来診療（内科・精神科・リハ外来・歯科・摂食外来）及び訪問歯科診療
児童福祉法による医療型障害児入所施設及び障害者総合支援法による療養介護事業所として、また医療法による病院として障害児(者)の入所(入院)と外来診療を行う

【処遇方針】

「日常生活の援助」

- (1) 障害を正しく理解し、適切な援助を行う

「機能訓練の実施」

- (1) 運動機能の維持、向上のための援助やリハビリテーションを実施する

「給食の実施」

- (1) 安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する

「地域社会とのつながり」

- (1) 新型コロナウイルス感染防止を行いながら、見学実習という形で実習生を受け入れる
見学、ボランティアの受け入れは中止する
- (2) 在宅の障害児(者)に対し、外来診療、短期入所事業、日中一時支援事業、障害児(者)通所支援事業、児童発達支援センター事業、障害児等療育支援事業を行う

【主な取り組み】

「利用児（者）へのサービス等」

（１）利用児（者）の処遇向上を図る

- ①個別支援計画に基づき、個々に適したサービスを提供する
- ②ケースカンファレンスを行ない、利用児（者）の処遇を見直す
- ③定期的に摂食ミーティングを行い、個々に適した食形態を提供する

（２）利用児（者）の健康維持、疾病予防に努める

- ①疾病予防や早期発見、早期対応に努め、他医療機関の受診を支援する
- ②新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染防止に努める

（３）利用児（者）の安全で快適な生活環境の提供

利用児（者）が安全で快適な生活を送ることができるよう、除菌・清掃を行い、環境整備に努める

（４）安全対策、事故防止、衛生管理に努める

- ①危険箇所や不衛生な箇所があれば迅速に改善し、危険防止に努める
- ②安全対策委員会で事故等の原因究明と再発防止に努める
- ③感染対策委員会で感染症や食中毒予防に対し、迅速な対応に努める
- ④ネズミやゴキブリなどの生息状況の定期点検を行い、防除に努める

（５）機能訓練の充実を図る

リハビリチーム会議で機能の評価を行い、効果的な機能訓練につなげる

（６）利用者の個人情報 を適正に取り扱う

個人情報管理規程により、個人情報の保護と管理を徹底する

「ご家族、成年後見人との連携」

（１）ご家族、成年後見人との連携を促進する

- ①新型コロナウイルス感染防止の為、交流の場を設けた意見交換は行わないが、利用者の生活の様子などの情報提供に努める
- ②個別支援計画を年２回作成し、成年後見人（いない場合は家族）から同意を得る

（２）施設の情報を提供する

- ①施設の基本情報と職員の一覧パネルを玄関に掲示する
- ②子鹿だより（年３回）と事業報告書（年１回）を発行する
- ③ホームページの更新を適宜行い、情報を提供する

（３）苦情や意見への対応を行う

利用児（者）等から苦情を受け付けたときは、苦情解決に関する規定に基づき、適切に対応する

《職員に関係する事》

（１）専門性を高めるとともに、人権教育の充実を図る

新型コロナウイルス感染防止策に則り、オンライン研修の機会を与える他、サポーターズカレッジの活用、専門的な資料や情報の提供を行う

(2) 虐待防止に努める

①虐待防止委員会を毎月開催し、事例検討や虐待に関するニュース等の情報提供を通じて虐待防止に努める

②職員研修を実施する

(3) 職員間の連絡や報告の徹底を図る

①職務・職責意識の高揚に努める

②文書の掲示や配布、サイボウズ等で情報を共有し、連携の促進に努める

(4) 職員の健康管理と労働災害、ハラスメントの発生防止を図る

①定期健診、腰痛健診、ストレスチェックを行い、その後の適切な対応に努める

②衛生委員会において、ストレスチェックの結果を参考に、業務内容や職場環境の改善を検討する

③職場内におけるハラスメント防止に努める

「施設制度等」

(1) 施設整備を行う

①児童福祉法、障害者総合支援法、医療法に則り適正な施設整備を行う

②医療スタッフ、療育スタッフの充足と質の向上を図る

2 子鹿短期入所事業所（定員4名）

【事業の概要】

(1) 在宅障害児（者）の宿泊を伴う短期入所を受け入れる

(2) 重症心身障害児（者）の日帰り利用を受け入れる

【主な取り組み】

(1) 利用児（者）の処遇の向上を図る

(2) 利用児（者）の健康維持、疾病予防に努める

(3) 利用児（者）に快適な生活環境を提供する

(4) 安全対策、事故防止、衛生管理に努める

(5) 利用者の個人情報に適正に取り扱う

(6) 苦情や意見への対応を行う

(7) 虐待防止に努める

(8) 身体拘束の現状を把握し記録に残す

3 子鹿日中一時支援事業所

【事業の概要】

在宅障害児（者）の日帰り利用を受け入れる

(1) 子鹿日中一時支援事業所：在宅障害児（者）の日帰り利用を受け入れる

(2) 三次アカデミー日中一時支援事業所：通所部門で庄原特別支援学校に通う児童生徒の放課後等一時預かりと他の通所施設に通う障害者の一時預かり児童発達支援センターバンビでバンビ利用児の延長預かりを行う

【主な取り組み】

子鹿短期入所事業所の主な取り組みの（１）～（８）と同じ

4 障害児（者）通所支援事業所

【事業の概要】

障害児（者）通所支援事業所 ウイズワン（定員５名）で、在宅の障害児（者）を対象として、通所による療育や日常生活の支援を行なう

「通所の支援」

（１）子鹿医療療育センターの車両を使用し、利用児（者）の安全な送迎をする

「日常生活と発達の支援」

- ①障害を正しく理解し、適切な支援をする
- ②基本的な生活習慣の習得と機能の維持、向上のための支援をする

「給食の提供」

安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する

【主な取り組み】

- （１）利用児（者）の個々の特性に即した療育や日常生活の支援を行なう
- （２）利用児（者）に快適な生活環境を提供し、衛生管理に努める
- （３）安全対策、事故防止に努める
- （４）利用児（者）の家族との連携、協力に努める
- （５）利用契約児（者）数の増加を目指す

5 児童発達支援センター バンビ（定員 20 名）

【事業の概要】

発達に課題のある在宅児童に対し、人との関わりの中で自分らしさを見つけ、生活していくために必要な力を習得するための総合的な支援を行なう

（１）児童発達支援

- ①よつばグループ（定員 10 名）：月～金曜日の 9 時～15 時の療育 ※送迎・給食あり
- ②たんぼぼグループ（定員 10 名）：月～金曜日の午前・午後 2 時間の療育

（２）放課後等デイサービス

小学 6 年生までの学童（定員 10 名）：土曜日の午前・午後 2 時間の療育

（３）日中一時支援

くるみグループ（定員 10 名）：月～土曜日の 14 時 30 分～18 時 30 分迄の延長預かり

「通所の支援」（よつばグループのみ）

（１）児童発達支援センターバンビの車両を使用し、安全な送迎をする

「日常生活と発達の支援」

（１）子どもたちの発達や課題を見極め、適切な支援を行う

「給食の提供」（よつばグループのみ）

（１）安全で栄養価と季節感に配慮した食事を提供する

「保育所等訪問支援」

（１）保育所、幼稚園、小学校に出向き、療育指導や必要な支援を行う

【主な取り組み】

- (1) 利用児の人権を尊重する
- (2) 個人情報の保護に努める
- (3) 個別支援計画の目標とそれに対する支援方法に基づいたサービスを提供する
- (4) 利用児に関わる支援者や関係機関との情報を共有し、個々の支援方法の統一を図る
- (5) 保護者に子育て支援を行う
- (6) 感染防止に努める
- (7) 環境整備を行い、利用児の安全に努め事故を防止する
- (8) 知識・技術を習得し実践する
- (9) 利用契約児数の確保

6 子鹿障害児等療育支援事業所

【事業の概要】

- (1) 広島県からの委託事業
 - ①訪問療育等指導事業：医師、臨床心理士による訪問療育指導、理学療法士などによるつどいの家療育相談会、栄養士による調理教室、歯科衛生士による口腔ケア指導など
 - ②外来療育等指導事業（発達外来）：相談員、臨床心理士による外来での療育相談や感覚統合訓練など
 - ③施設支援指導事業：保育所等訪問支援、5歳児相談など
- (2) 三次市からの委託事業
 - ①障害児等療育相談支援事業：三次市内の在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるための訪問や外来などでの相談
- (3) 相談支援事業
 - ①在宅の障害児（者）や施設入所児（者）のサービス等利用計画を作成し、モニタリングを行う
 - ②在宅の障害児（者）やその家族からの様々な相談に対し、必要な情報の提供と各専門機関への紹介や連絡調整、在宅福祉サービスの利用援助等を行う

【主な取り組み】

- (1) 訪問療育等指導事業、外来療育等指導事業、施設支援指導事業を実施する
- (2) 三次市障害児生活訓練事業に協力する
- (3) サービス等利用計画を作成し、モニタリングを行う
- (4) 障害児（者）やその家族からの様々な相談に応じ、情報提供や連絡調整等の支援を行う